

# 政治制度の創出と人間性の変革

——ルソーの立法者 législateur 論——

渡 部 淳

## I 問題の所在

立法者の問題は、夥しいルソー研究の中にあって比較的論じられることの少ないテーマである。しかし、研究者の間に解釈の一致が存在しているからでは必ずしもない。逆に、立法者の抽象的とも神秘的とも見える存在は、ルソー思想の多義的解釈を生み出す1つの源泉となっている。

立法者と政治的独裁者の像を交錯させてみる研究者にとっては、それがルソー思想の革新性と矛盾する要素と見えてくる。事実、シュミットがナチズムの独裁論に援用したのを端的な例として、クロッカー、タルモンなどもルソーを全体主義の先駆として位置づけている<sup>(1)</sup>。

これに対し、ルソーが立法者と政治的統治者とを区別した点に着目し、立法者からその神秘的ヴェールを剥ぎとって、論理的一貫性を論証しようとする研究も、ポランやフリードリヒなどによって行なわれている<sup>(2)</sup>。

ルソーの政治論は、時に正反対の解釈を生みながら、今日に到るまで様々な議論を呼びおこしている。その理由は、ルソー思想が、現存する諸制度の欠落部分を批判する引照基準としての役割を担い続けてきたからであろう。何よりも彼の構想した制度は、人間の本性が十分に開化すべき場であると共に、1つの有機的運動体である。いわば〈あるべき制度〉としての積極的な意味での虚構性とその批判力を特徴づけている。

この批判力の根源を探るには、ルソーの政治社会を構成する原理的要素の析出にまで目をむけてゆく必要がある。それ故、立法者の概念を明確にすることは、何より論理構成の中での機能そのものに着目すること

を通して行なわれるべきだと考える。集合的存在としての市民 *citoyen* が、内面的成熟を達成してゆくことこそが、政治社会を支える基礎的要件である限り、立法者を含む様々な要素は、あげてその達成にむかって結合され動員されてゆくからである。

本稿ではルソーの思想の一貫性を承認する立場から以下の諸点について論じたいと思う。

第1に、立法者が達成すべき制度の創出と、人間性の変革という2つの機能について、その実現が〈理性と権威のみ〉という極度に抽象的で非現実的とも見える手段に依存することの意味を明確にすること。ウェーバーのカリスマ保持者 *Charismaträger* との比較や、コルシカ島の統治に関する具体的提言との関連でこれを考えてみたい。

第2に、立法者の役割の限界を明らかにすること。それは、立法者と統治者との境界や、立法者と市民との関係を明らかにすることに通じる。立法者が変革の構想と〈最初の一撃〉を与え、統治者や市民がそれを具体化し、内在化していくものと捉えたい。

第3に、人間性の変革を達成するためには、立法者だけでなく自己変革をすすめる市民の側の内発性を考慮すべきことを視点として提示すること。

最後に、そもそもルソーの構想する政治社会が、自由・平等を基礎とし、徳性の獲得をめざす市民によって支えられる〈等質的な社会〉である事情についても明らかにしたい。

## II 政治社会の成立

ルソーにあっては、政治社会の成立が、同時に新たな人間像の創出としての意味を持っている。本節では、ルソーの構想する人間像がいかなる特徴を持ち、いかなる社会を形成するかについて見ることにする。

自然状態から社会状態への移行が、社会契約によって実現される。この行為は、「各構成員をそのすべての権利とともに、共同体の全体に対し

て、全面的に譲り渡すこと<sup>(3)</sup>を意味する。契約を通じて人々は、「各構成員の身体と財産を共同の力の全てをあげて守り保護するような、結合の一形式<sup>(4)</sup>」を求めた。主権者 *souverain* が、この結合によって生ずる1つの〈精神的で集合的な存在〉であり、この譲渡することも分割することもできない結合体としての意志は、一般意志 *volonté générale* の指導のもとにある。この意志は、集会における立法行為としてのみ表現される。政治体 *corps politique* を1つの有機体と見れば、立法権が国家における心臓であり、執行権はすべての部分に運動を与える脳の働きをなしている。

政治社会の形成により獲得されるものを、ルソーは自由 *liberté* と所有権であるとする。自由こそは、神が人間に与えた資質であり、生の目的そのものである。もし、真に人間的自然にかなった社会があるとすれば、自由が万人に及びうる社会がそれであると、ルソーは考える。

本来、純粋に身体的存在である自然人は、本能と感情の優位のうちに自足する個人である。その属性は自然的自由 *liberté naturelle* と、自然的または身体的不平等であった。これに対して、社会の発展とともに人間は不平等に苦しみ、情念にふり回されて、本性の屈曲と疎外の進行に悩まされることになった。しかし、自然状態へと退行することは歴史の不可逆性によって阻まれている。この歴史と社会に対する悲観的認識は、ルソーをして人間本性の開化を約束する〈あるべき社会〉の構想へむかわせることとなる。

真の自由は、各人の平等の上にうち立てられねばならない。社会契約を通して放棄された自然的自由のかわりに、人々は一般意志に制約される自由としての市民的自由 *liberté civile* と、欲望や衝動を支配して自己の理性と良心に従って行動する自律的境地である道徳的自由 *liberté morale* を手に入れる。これら自由の維持には、権利と義務における平等や経済的平等<sup>(5)</sup>、人間の価値的平等が必須の条件となる。それ故、この政治共同体は、外在的条件においても、また市民の内面においてもきわめ

て〈等質的な社会〉をめざすものでなければならない。

この社会で各人は、公共の幸福を私的な幸福よりも先にする。人々が公共の仕事に心をくだき、前者が後者を凌駕してゆく時、個人の個別的配慮によらねばならぬものは次第に減少してゆく。また、人は誰でも幸福を求めるが、しかし、幸福が何であるかを理解できない。それ故、誤ることのない一般意志に自己を結びつけてゆくという了解が社会全体にゆき渡っていることが必要となる。

〈精神的な団体〉を特徴づける資質の1つが徳 *vertu* であるが、これは個別的行為を遂行する際の意志力として獲得される。各人は、自己の内面によびかける良心 *conscience* のか細い声によってはしばしば統御し切れぬ程の情念 *passion* ををかかえている。この情念そのものには、よい情念と悪い情念の区別がなく「すべての情念はよいもの<sup>(6)</sup>」でありうる。しかし、それにもかかわらず人間には、内面的葛藤をひきおこす2つの根源的傾向が刻印されている。それは知的な世界へむかう方向と情念の世界へと引きずりこまれる可能性とである<sup>(7)</sup>。それゆえ、各人には情念をコントロールする力 *force* が必要である。それを担保するものこそ、自己の状況を的確に把握する理性であり、さらに、行動を選択する自由に他ならない。こうして、情念と、良心・自由・理性のダイナミズムの上に、人間の行動を正しく導く精神的な力としての徳が獲得されるのである。

人は単なる善良さから、徳のある存在へと変化することにより、「人間の状態に引きあげられる<sup>(8)</sup>」のである。従って社会契約は、政治体の成立を意味すると同時に、人が劣等な動物から、知性あるものとしての人間(市民)になりゆく第一歩をしるす「幸福な瞬間<sup>(9)</sup>」である。こうして自由・平等と徳性の獲得を通して、社会に生きる人間ははじめて人間としての高貴さに達しうるのである。それ故〈あるべき制度〉は何よりも、徳高き市民によって支えられる〈目的の王国〉に他ならない。

### III 立法者とその範型

社会契約によって〈存在〉と〈生命〉を与えられた政治体には、〈運動〉と〈意志〉が必要である。それは誕生したばかりの政治社会に適合する法 loi と制度 institution であるだろう。これを提示するのが立法者の役割である。従って政治体の成立と相前後して立法者が必要となる。

それでは、集合的存在となった人民ではなく、立法者がこれを提示するのは何故であろうか。ここで考慮されるべきは、社会契約を通して、政治社会の形成と人間像の転換とが同時に試みられていることである。しかし、契約の成立それ自体は、必ずしも市民としての人間の全面的自己変革と成熟した理性的精神の獲得を保障するものではない。ルソーの確信に従えば「制度が人間を作る<sup>80</sup>」のだからである。

制度とそれを支える人間とは、相互に緊密に依存し合う要素である。法が人々の心に定着するにつれて、制度が安定し、逆に制度が人々の内面に影響を及ぼしてゆく。しかし、先ずどちらか一方が動き出さなければ運動は起きない。ここに生じた政治体の成立と、制度を作り支えるべき市民の成長との間の時間的論理的な〈ずれ〉が解消されねばならないのである。

ルソーの立法者はこうして呼び出された。上記の機能の達成を仮託された立法者は、むしろ特定の個性的人格や実態的存在としてでなく、論理仮説としての役割を担わされている。同時に立法者は1つの大きなアポリアの前に立たされている。第1に、生れたばかりの人民はまだ正統性原理を保持せず彼らが政治の健全な格率を好むためには、「結果が原因となること、制度の産物たるべき社会的精神がその制定自体をつかさどる<sup>81</sup>」ような転倒が必要なことである。第2に、この変革を遂行する立法者は、手段としての暴力はもちろん、立法権すら持っていない。ルソーによれば、無にひとしい権威 autorité を保持しているにすぎないのである。

にもかかわらず立法者には、二重の役割が期待されている。第1は、契約によって成立した〈集合的団体〉としての人民に、制度を与えるこ

とである。これは政治組織の創出者としての機能であろう。第2は、人人の内面に直接に働きかけて「1つの完全で孤立した全体である個人をより大きな全体の部分にかえ、身体的で独立的存在を精神的で部分的な存在にかえる」<sup>08</sup>仕事である。これは人間の魂をゆり動かす教育者としての機能であろう。

立法者が現世的手段を何ら持たないという理由によって、この役割を果たすためには、必然的に他の秩序に属する権威に頼らねばならない。即ち、立法者は自らの理性による決定を、あたかも神の口から出た言葉のように語るのである。ただこの手段のみによって人々を、立法の達しうる頂点にまで導く。それは「めいめいの市民が他のもの全部に頼らなくては無である」<sup>09</sup>ような、徹底的な相互依存と緊密な一体化の獲得された社会の出現である。

こうして立法者は、その天才によっても、働きにおいても〈異常の人〉たらざるを得ない。無私の中に貫かれて共同体の進むべき方向を指し示す透徹した知性の象徴が立法者である。その人格は高度に抽象化されたそれとして現出する。

この立法者像はルソーの独創になるものではない。歴史的範型をもっている。彼が著作の中で言及する、リュクルゴス、ヌマ、ソロン、モーゼ、マホメット、カルヴァンなどがそれであろうし、同時に理論的側面については、プラトンとマキアヴェリに多くを負っている<sup>04</sup>。ルソーの論理的要請と、歴史上の立法者たちの個々の行動が接合する時、抽象的人格としての立法者像が造型されることになる。従って、歴史上の著作からルソーの立法者につながる要素をひき出すことは、さして困難ではないといえよう。

「〈父とジュネーブとプルタルコス〉」<sup>09</sup>が、少年期の精神形成に大きな影響を与えたが、これらは早くも、彼に立法者像を印象づける契機となる。言うまでもなくルソーは、カルヴァンの立法した都市の空気を呼吸して育ったし、わけでも『英雄伝』には、リュクルゴスやヌマという

伝説的な立法者の働きが描かれていた。彼らの立法を特徴づける、社会の平等化、習俗の質朴さ、徳性の強調、農業の重視、立法者の身の処し方などに関する諸々の格率は、ルソーが繰り返し論じたものである<sup>08</sup>。

ここでもう一度、立法者がただ〈権威のみ〉によって立法を行なうという、あのアポリアの前に立ち戻ってみよう。

立法者の機能は、ウェーバーがカリスマ的支配について論じた有名な議論を想起させる<sup>09</sup>。ウェーバーによれば、カリスマ保持者は何よりも古い秩序の破砕者である。彼らは、宗教、軍事、政治、芸術、学問など様々な分野で見出されるが、立法者がそうであるように、前説や古い制度にとらわれない。ある場合には人間の思考様式自体を根本的に内側から作りかえてゆくのである。彼にあるものは、非日常的な人間的資質であり、その意味で立法者がそうであるように〈異常の人〉として存在している。非日常的な力によって、「規則や伝統一般を破砕し、いまだかつて存在せざりしもの、絶対的に無類なるものに対する内面的服従を強制する」<sup>08</sup>。

しかし、その力の源泉は暴力や金力ではない。確信を持つ者の威厳であり、その威厳こそ人々をひきよせずにはおかない何ものである。その言葉が、大衆の「啓示や英雄に対する信仰、1つの宣示と意義に対する情緒的確信<sup>09</sup>」を激しくゆさぶるのである。カリスマ保持者は、自らの使命と、新たな秩序への確信によって満たされている。そのことは、カリスマ保持者が、この世に生きながら、しかしこの世を糧として生きていないことを意味するだろう。この既存の秩序から自由であることの中に、新たな秩序にむかって人々を嚮導し、社会の文化的変動をおし進める起動力となりうる要素を含むのではなからうか。

このように見る時、立法者とカリスマ保持者とがおかれている論理構成上の相違——政治制度論と社会学という——にもかかわらず、両者に多くの共通点のあることに注目せざるを得ない。とりわけ、宗教的カリスマ保持者——予言者がそれを代表する——と立法者とは、共通の基盤

の上に立っている。両者は、神の言葉を通して語り、人々を内面的にゆり動かす。〈権威の力〉に依拠してそれを手段とする。その権威の源泉となる正当性を自己自身に発する点でも類似性を持っている。

カリスマ保持者とのこの類似性を通して立法者を考える時、あのアポリアの克服が、必ずしも不可能ではないことに気づくのである。

#### IV 原理の適用

制度形成と人間変革のダイナミズムを、ルソーの『コルシカ憲法草案』を通して見よう。この『草案』は、『契約論』の原理に対する適用の関係をなしており、ルソーが政治社会を支える人間の創出をどのように達成しようとしたかを、具体的に知るができる。<sup>89</sup>

先ずルソーが、コルシカにおいてどのような人民を作り出そうとしているかを検討しよう。各国民に固有な精神態度は、自然的歴史的条件によって大きく規定されている。コルシカ人の場合には、人為的な法の助けなしに、勇気や平等に殉じる美質などを育て、互いが博愛と友情によって結ばれてきた。しかも正義の法則と厳格な人間性をも自然的に形作っている。しかし、かつてフランスがスイスにしたように、ジュノアの支配がこれらの美質の発展を妨げているとルソーは考える。逆に阻害条件が除去されれば、まだ悪徳におかされていない人民の資質を伸ばすことも可能である。以上の状態が、コルシカを「立法可能な国」<sup>90</sup>と思わしめた条件である。それ故、「彼らが徳ということばを知ることなしに、徳を持つような所に彼らをおく」<sup>91</sup>という努力がなされることになる。ここで注目すべきは、コルシカでは全く新しい人間を作るのではなく、本来備わっている資質の〈回復〉に目標がおかれている点である。

それでは、徳ということばを知らずに徳を獲得するような人民をルソーは、どのような制度を通して育成するのであろうか。これを2つの側面から検討してみる。第1は、『契約論』で論じられた、立法者の抛るべき格率にどのような配慮がはらわれているかである。第2は、コルシカ人

にむかって提示される制度の内容そのものについてである。

先ずルソーは、制度の創設に際して立法者の心がけるべき格率を忠実に実行しようとした。彼はコルシカ人との間で世俗の利害を何ら共有しない。いわば〈異邦人〉の立場にある。対象から離れて自由な立場にあることが逆に、理性のみによってコルシカの現況と将来を展望し得る条件をなしている。さらに制度の創出にあたっては、コルシカに固有な条件にできうる限りの考慮をはらおうとしている。コルシカの地形、気候、人間の気質、ジェノアとの政治・経済・歴史的関係、資源、産業、身分制度などを、所与の条件として論じているが、この論点の多様さこそ客観的認識を獲得するための努力のあとを示すものである。

こうした配慮に立ってルソーは、農業に基礎を置く自給自足的な経済構造にもとづいて、小さな政府をもつ民主制国家の形態を、コルシカのために構想している。

コルシカでは農業が国民の生存を維持し、内面的結合を促すきわめて重要な役割を担わされている。「商業は富を作り、農業は自由を作る」<sup>23</sup>という視点から、農業(農村)と商業(都市)を比較し、農業国家像を提示するのである。ルソーは、国家が貨幣によってではなく「人口によって豊かになるべきである」<sup>24</sup>と言い、よく統治された国家の指標を確認した上で、人口を殖やすため、生産手段としての農業を重視する。と同時に、農業が人々に田舎の生活と労働を愛することを教え、体質を強健にし、悪徳をなくさせるのに役立つものだと考えている。よい兵士を育てるための美質が勤勉さのうちにあるから、農業の発展はよい兵士を調達し、国の独立を維持する基礎ともなるとルソーは主張する。<sup>25</sup>ここには「人格を作る術として農業を愛好した」<sup>26</sup>というヌマの立法に通じる性格を見出せようが、ルソーのそれは、きわめて徹底した農業重視といわねばならない。

これに対して商業は、人々に悪徳をもたらすものとして告発される。「商業の発達には農業の衰退を導く」<sup>27</sup>、とルソーは言う。商業で貨幣を得

たものが他人の不動産を買うのに投資し、国全体が富裕な怠け者たちの手におちるからである。子供たちは土地を離れ、国土は崩壊し、都市には浮浪者があふれる。この過程によりもたらされるものは、国民の〈内面的崩壊〉であり、これこそ国家を最終的崩壊に導くものと考えられている。

この結果、コルシカの島嶼性を利した一種の鎖国制度が現出することになるだろう。事実ルソーは、政治制度が確立する迄の間、貨幣経済を抑圧し、ジェノアをはじめとする外国との貿易を差し止め、国内で必要物資の自給を行なうべきだと考えている。<sup>28</sup>

こうした制度のもとでは、政府の役割もきわめて限定されたものとなる。農業重視に基づく国家構造の中で、わずかに技術的施策の遂行主体としての役割を与えられているにすぎない。中央集権がしりぞけられ、首都にも特別な地位を与えず、12の行政的に分割された地域間の平等がはかれる。また公職に終身制を採用することも禁じられている。

以上の点を見る時、コルシカにおいても〈等質的社会〉の実現がめざされているといえよう。その外在的契機の1つが経済的平等に求められる。〈国家繁栄の基本原理解〉を、「金持ちも貧乏人もおらず……すべての人が生存を維持すべきだが何人も富んでいない」<sup>29</sup>状態に求めているが、これは第2節に引用した『契約論』の周知の原理に呼応している。その実現のために公有地を極大化し、私有地を減じて土地の均分化が図られることになる。このことは、農業を通して人々の等質化を内面的におし進める契機ともなっている。さらに内面的一体化を促進するものとして市民的儀式的必要性が強調されることにも注意をむけておこう。<sup>30</sup>

しかし、農業を通して人間の内面を変革していくためには、あるいは幾世代にも及ぶ長い時間の経過を必要とするかも知れない。制度に対する尊敬の念が絶えずよびおこされることなしには、内面的崩壊にむかって歩み続ける他ない。かつてリュクルゴスが、500年にも渡る制度的安定の基礎を築きえたのは、「子供たちの性格に法律を浸みこませ、食物

とともに国政に対する熱意を植えつける<sup>60</sup>」ことに成功したからに他ならない。政治社会において市民としての教育をいかに進めるのかは、ルソーにあっても大きな問題である。しかし、農業の機能に託されたものは別として、教育の制度化について『草案』では充分論じられていない。ただし、制度を支えるべき新しい世代の市民を調達することへの配慮がなされ、社会契約に際して20歳に達しない人々を志願者 aspirans として分類し、市民 citoyens の身分への参入を待つ予備的段階としている。

この『草案』に特徴的なことは、政治体の命脈を長らえさせることに對するルソーの数々の言及である。有機体としてのコルシカ国家は、「一挙にそれがなりうるものになることを欲してはならない<sup>61</sup>」とし、他の箇所でも、コルシカにおける階級の形成が時間の流れの中で「徐々に確実になされるべきだ<sup>62</sup>」と論じている。ここに制度の成熟が、それを支える市民の内面的変革に対応すべきことが示唆されているとあってよい。政治的熱狂が一時的に人々を興奮の中に巻きこんだ後では、精神的弛緩が不可避であるから、それに依存せず、理性的で確実な歩みに統治の重心をおくべきだとする警告も、同じ文脈の中で理解されねばならない。

最後に、ルソーの農業社会の構想が実現し、適切に運営される時、経済は発展して人口が著しく増加することがありうるだろう。その時には、製造業と商業が要請される。ルソーは、コルシカの発展が早くそうした時期にいきつくことを望んでいる<sup>63</sup>。自給自足的農業社会がルソーの永遠の要求でないことはこの点に明らかである。市民自身による制度の変革が行なわれうる時点がくるとすれば、それこそ立法が成功し、政体が発展しえたことの証明であるだろう。

このことは、立法者によって作られた制度そのものも、条件の変化と時の経過によって蒙る相対化をまぬがれないことを意味する。ルソーの制度論の射程は、制度の安定化とともに、その先に來たるべき更なる変革をも視野におさめるものである。

## V 立法者と市民

ルソーは、「君たち自ら君たちの幸福を生み出すべき法の作成者となれ」<sup>69</sup>というローマ人の言葉を引用する。政治社会を構成する各個人は、立法者に対する盲目的服従者であってはならない。市民には立法に対する同意と、そして政治運営に参画する自発性が求められる。勿論、すべての人々が立法者にはなりえない。立法者に刻印されているのは〈異常の人〉としての資質である。ルソーの意図しているものは、全体的な展望のもとでの自己の行動の相対化が必要だということにある。それは、立法者のごとき構想力を各人が獲得することを意味する。制度形成においてだけでなく、その運用にあたって市民の側に必要なのは視野の拡大であり、それはあたかも自らが法の作成者となって、しかも法のもたらすものを享受するような視座なのである。これは、市民による自己の政治教育をも含意する。自己自身を開明化し、所与の制度を自己自身の所産とみなしてそれに参画することが求められている。だから、社会契約による政治社会の形成に続いて、人民の間に創造されるべきは、新たな政治秩序であると同時に、新しい秩序観である。後者は政治社会を支える原理についての正統性の意識に他ならない。

この両者を最初に提示するものが立法者である。そして市民の側で、この新たな政治原理を内在化し自己の行動原理に仕立て上げる時、立法者は十全にその機能を果しえることになる。このように立法者は、人間の政治意識の変革の〈最初の一撃〉を与える役割を担っているが、その衝撃は異なる秩序へと人々をおしだす機能を果たすことになる。

自然人から社会人への移行を、道徳性の獲得の過程として図式的に展開するルソーの構想は、この立法者の一撃をまっしてはじめて可能になる。従って、この立法者の果す機能は個人的人格としての具体性を離れ、抽象的な人格の中に象徴化されている。一切の世俗的権力から切断されて機能そのものと化した立法者は、それ自体として論理展開の起動因であり象徴であることになる。

こうして、立法者の声は神の言葉であるかのように、人民の心に直接に呼びかける。しかし、立法の完成はあくまでも、そのよびかけに応ずる〈精神的で集合的な存在〉の自己変革に負っているといわねばならない。外力による永続的強制は、自発性をそこなうだけでなく、そもそも立法者は強制力を保持しないからである。

この点では、「自由であるように強制する<sup>68</sup>」という、ルソーのあの周知の言葉は、彼の制度の性格と矛盾するように見える。しかし、フリードリッヒによればこの強制は、確立せられた法の運用に際して共同体内の同胞への服従であると考えべきなのである<sup>69</sup>。

一方、市民個々人の内発性が大切であるように、人々を内面的に結合する紐帯もまた重要である。ルソーにあっては、市民宗教 religion civile がその役割をもっている。『ジュネーブ草稿』ではなく『契約論』ではじめて加えられたその教理は、厳密な意味での宗教的教理ではない。むしろよき市民としての〈社交性の感情〉にもとづく信仰告白である。「つよく、かしこく、親切で先見の明あり、めぐみ深い神の存在、死後の生、正しいものに与えられる幸福、悪人に加えられる刑罰、社会契約および法の神聖さ<sup>68</sup>」が肯定的教理をなし、否定的教理として不寛容があげられる。ルソーは、この単純な教理を全構成員が認めることを要求する。この項目の決定は主権にもとづく行為であり、これに反対する者は政治体の内部にとどまりえない。この教理が事実上のフィルターとなって社会の等質化を担保している。

政治社会の等質化には、権利・義務における平等、経済的平等など外在的契機と、内面的自由、法や制度への尊敬、徳性の獲得などの内在的契機があることは、第2節でもふれた。論理的にも実際的にも、両者は不可分の関係をなすが、とりわけ市民宗教は両者の要素を含んでおり、有効な手段たりうるように見える。「宗教が政治の道具として役立つ」ということになる<sup>69</sup>。

人間の内面的等質化は、集合的存在としての人民による自己変革を通

して達成されるだろうが、しかし、短期間ではなしえない。それにもかかわらずルソーは、人民の自己変革の場としての政治体を、生れると同時に腐敗と死への歩みをはじめる有機体とみなしている。有機体の崩壊の要因はその内部に孕まれている<sup>40</sup>。だとすれば、腐敗をできるだけ遅らせ、生命を長らえるよう配慮することが人間の変革を促進する条件となる。制度の形成に続く時期はその安定化がめざされる時期でなければならない。

しかし、立法者は自ら統治しない。それ故、立法の完成とともに、その役割の終焉が訪れるのである。ルソーは立法者と統治者を峻別して次のように言う。「立法者は機械を発明する技師であり、君主はこの機械を組み立てて運転する職工にすぎない<sup>41</sup>」と。この点でリュクルゴスの行動はまことに示唆的である。彼は立法を終えると、王位を放棄し、デルフォイで食を断って死んだという<sup>42</sup>。立法者としての自己を、政体の永続的統治から遮断したのである。リュクルゴスの場合、立法の終焉の時期は立法者自身の判断によっている。透徹した理性は自己の役割の終焉を見逃さないのである。

象徴化された機能としての立法者は、どのようにしてその時期の到来を知るのだろうか。人民が開明化され、社会の等質化が見通される時であろう。共通の幸福をめざす市民により制度が機能をはじめてゆく時、逆に立法者はその役割を果し終えるのである。こうして立法者の提示する政治原理が市民の中に浸透し、人々を緊密に結びつけつつ各人が全体に対する構想力を獲得する。これが立法の完成であり、その極点においてついに立法者そのものが自己を不要ならしめるだろう。構想自体が国家の発展により乗り越えられるのをルソーが望むように、立法者は自己の役割の終焉の時期が到来するのを待ちうけるのである。

こうして、立法者の理性と権威から発した政治原理は、政治体の全成員によって共有され、分有される。この社会の等質化への歩みに沿って出現するのは、一種の〈万人司祭〉の状況であるだろう。

## VI 結 語

立法者は今、われわれの前に明瞭な像となって現われているであろうか。立法者が、『契約論』2篇7章においてかくも抽象的な人格として造型されていることに対する疑問が先ず横たわっていた。そこでこの像を相対化するために、『契約論』の論理構成をいったん離れて2つの作業を試みたのだった。1つは、時間を遡及して歴史的範型を求め、下ってカリスマ社会学との理論的接点をさぐろうとしたことである。次に、コルシカの中でルソーが、何を実現しようとするのかを検討した。これは原理とその適用を見ることであり、立法者の機能の限界を知ることであった。

そして、もう一度『契約論』に立ち戻ってみる時、立法者は、制度の創出と人間の変革の原理的な達成に際して要求される〈機能そのものの象徴〉として見えてくる。従って『契約論』における、立法者の人格としての抽象性は、それ自体が1つの属性であるともいえるだろう。立法者のこの属性はしかし、ルソーの論理の一貫性や斉合性を妨げるものではない。重要なのは立法者の与える衝撃が、市民の側の自己変革をよびおこし、彼らを政治的成熟へとむかわせる、その過程の全体を捉えることである。これを立法者と市民の〈関係性〉の視点から分析する時に、立法者のはたすべき機能は一層明瞭に見えてくるのである。

(1983年5月31日)

## 注

- (1) Lester Crocker, *Rousseau's Social Contract, An Interpretative Essay*, Cleveland, Case Western Reserve Univ. Press, 1968.  
Jacob L. Talmon, *The Rise of Totalitarian Democracy*, Boston, Beacon Press, 1952.
- (2) Raymond Polin, *La politique de la solitude, Essai sur la philosophie politique de J.-J. Rousseau*, Paris, Ed. Sirey, 1971.  
Carl J. Friedrich, Law and Dictatorship in the Contrat Social, in *Rousseau et la philosophie politique*, Paris, P.F.U., 1965.

- (3) J.-J. Rousseau, *Contrat Social*, Livre I, chap.6. ルソーからの引用は、ブレイアッド版の *Oeuvres Complètes de J.-J. Rousseau* (以下O.C.と略す) による。  
*Contrat Social* については訳語を、桑原武夫、前川貞次郎共訳『社会契約論』岩波文庫によった。
- (4) *Ibid.*, I-6, O.C., Tome III, p.360. 邦訳書29頁。
- (5) 経済的平等についてルソーは、「いかなる市民も、それで他の市民を買える程豊かではなく、また、いかなる人も身売りをよぎなくされる程貧しくはない」状態であると考えている。( *Ibid.*, II-11, pp.292-293. 邦訳書77頁。)
- (6) *Emile*, Livre V, O.C., Tome IV, p.819.
- (7) *Ibid.*, IV, p.583.
- (8) *Ibid.*, III, p.469.
- (9) *Contrat Social*, I-8, p.364. 邦訳書36頁。
- (10) この確信は31歳のルソーが、ヴェネチア大使の秘書として、イタリアに滞在した時以来のものである。( *Confession*, Livre VII, O.C., Tome I.)
- (11) *Contrat Social*, II-7, p.383. 邦訳書65頁。
- (12) *Ibid.*, II-7, p.381. 邦訳書62頁。
- (13) *Ibid.*, II-7, p.382. 邦訳書63頁。
- (14) 古典的立法者像については、プラトン『法律』3～4編を参照。また、マキアヴェリからルソーは、立法者の権威が譲渡不能であること、宗教が共和国の建設・維持に有効な手段であることなど多くの示唆を受けている。但し、マキアヴェリでは、ホッブズにおけると同様に、立法者と主権者との機能の分離が行なわれていない。この点で、両者を明瞭に分離するルソーとは異なる。上記の点については『ティトゥス・リウィウス論』1編の1章・10章・11章など参照。
- (15) *Confession*, Livre I.
- (16) 河野與一訳『プルターク英雄伝』(-), 岩波文庫版。
- (17) Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, Kapitel IX, Soziologie der Herrschaft, 5-7. 世良晃志郎訳『支配の社会学』2, 9章6節参照。
- (18) 同上邦訳書413頁。
- (19) 同上邦訳書411頁。
- (20) *Projet De Constitution Pour La Corse*, O.C., Tome III. この『草案』はルソーの死後、1861年にはじめて公刊された。構想が実現に移されたことはなく、叙述上も後半は断片のままに終わっている。従って、理論の実効性については機会を改めて論じたいと思う。本稿でこの『草案』を資料とする理由は、その構想が単に政府や議会の創設でなく社会の全構造に及んでいる点で、『契約論』の原理との接合が可能であると考えることによる。
- (21) *Contrat Social*, II-10, p.391. 邦訳書76頁。
- (22) *Corse*, p.948.
- (23) *Ibid.*, p.905.

- (24) *Ibid.*, p.904.
- (25) *Ibid.*, p.905.
- (26) 『英雄伝』(一) 171頁。
- (27) *Corse*, p.921.
- (28) *Ibid.*, pp.922-923.
- (29) *Ibid.*, p.924.
- (30) *Ibid.*, p.944.
- (31) 『英雄伝』(一) 185頁。
- (32) *Corse*, p.917.
- (33) *Ibid.*, p.919.
- (34) *Ibid.*, p.907.
- (35) *Contrat Social*, II-7, p.383. 邦訳書64頁。
- (36) *Ibid.*, I-7, p.364. 邦訳書35頁。
- (37) Carl J. Friedrich, *An Introduction To Political Theory*, Harper & Row, 1967.  
安・村田・田中・福島共訳『政治学入門』208頁。
- (38) *Contrat Social*, IV-8, p.468. 邦訳書192頁。
- (39) *Ibid.*, II-7, p.384. 邦訳書67頁。
- (40) *Ibid.*, III-10, p.421. 邦訳書120頁。
- (41) *Ibid.*, III-10~11, pp.421-425. 邦訳書120-126頁。  
ルソーによれば、立法権の機能停止が、政治体の死を意味する。また政府の  
墮落には、政府が縮小する場合と、国家が解体する場合との2通りがある。
- (42) *Ibid.*, II-7, p.381. 邦訳書62頁。
- (43) 『英雄伝』(一) 143頁。

THE FOUNDATION OF POLITICAL INSTITUTIONS  
AND THE REFORM OF HUMAN NATURE  
— J.-J. Rousseau's Concept of *Législateur* —

« Summary »

Jun Watanabe

In Rousseau's *Contrat Social* (Book II. Chap. 7), a legislator is expected to perform two functions. One is to propose new political institutions, the other is to give citizens an internal equipment to operate the system. The former is the function of the founder, the latter is the function of the educator. Legislator has historical models in the writings of Plato and Plutarch. But the legislator doesn't have legislative or coercive power. He only has spiritual authority and reason for realizing his purposes. From *Contrat Social*, it seems that the legislator has an ideal, abstract character.

Some researchers regard Rousseau's legislator as a mystical dictator and they consider Rousseau's thought to be an origin of totalitarianism. However Rousseau drew a sharp line between legislator and ruler. The legislator's function is temporary, as it ends just after the establishment of a social contract. The function is limited to the first steps of reform. Rousseau, in his political writings, attached much importance not only to the legislator but also to the citizens. The important thing is that the citizens must be free, equal and highly moral people in order to operate the system. If we want to take away the mystical veil from Rousseau's legislator, we should look to the relations between the legislator and the citizens.